

忘れず お早めに

から3月15日まで



▶ 早い提出で、時間の節約を

国・県や町がいろいろな事業を行つていくうえに必要な経費の一部を、私たちは税金という形で負担しています。この税金の基礎になる申告時期を迎える、手続き等についてお知らせします。

町では3月1日から3月15日まで税の申告相談を行います。

この申告は平成4年中の所得を申告するもので、平成4年分の所得税、平成5年度の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎となります。

申告書がお手元に届きましたら、必ず申告書を提出してください。（年金収入や扶養されている方も提出してください。）なお、申告は国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童手当などの給付や各種証明書の発行に必要な資料となります。

所得税・町県民税の申告をお忘れなく！

お忘れなく！

の方は収支金額や、必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却

お勤めの方は源泉徴収票の領収書、借地などのある方は、そ

の生命保険料及び個人年金支払証明書

○損害保険料支払証明書
○小規模企業共済掛金支払証明書

○障害者手帳
○印かん

○その他申告に必要なもの
○国民健康保険証
また、2月16日から26日までは税務課で相談に応じます。

固定資産の課税台帳が 縦覧できます

平成5年度の固定資産税の課税基礎となる台帳の縦覧を役場税務課で行います。

この機会に自分の財産を確認してみてはいかがですか。

会場 第1・2会議室
日時 3月1日(月)～15日(月)
(日曜日・第2土曜日は除く)
午前9時～午後4時
3月6日(土)
午前9時～12時

持参するもの
○事業所得（営業・農業等）

税理士による 無料相談

3月8日(月)
午前9時30分～午後3時30分
役場第1・2会議室

税務署の出張相談

2月26日(金)・3月1日(月)
(譲渡・所得税)
3月5日(金)・10日(水)・11日(木)
(所得・消費税)
午前9時30分～午後4時
役場第1・2会議室